「家庭ごみ有料化実施方針（素案）」のパブリックコメント実施結果

意見募集期間	令和8年9月18日（金）～令和8年10月19日（月）
公表場所	・市ホームページ ・生活環境課窓口（市役所東別館1階） ・情報公開総合窓口（市役所東別館3階） ・各地区公民館
意見提出方法	・直接持参 ・郵送 ・ファックス ・電子メール ・LoGoフォーム（オンラインフォーム）
意見提出者数	5人
意見数	15件

【意見の提出数】

1. 有料化の目的・効果について	3件
2. 有料化制度の内容について	12件
計	15件

【いただいたご意見及び市の考え方】

1. 有料化の目的・効果について

ご意見	市の考え方
有料化を検討する前に、現在のごみ収集・分別・集積所管理の仕組みそのものを見直しを検討すべきである。 ・町内会への加入を前提としないごみ集積所の管理方法 ・分別されていないごみについて、地域住民に過度な負担を負わせない仕組み ・排出者への周知・指導を行政側が適切に行う仕組み ・外国人を含め、地域のルールを十分に理解していない住民にも確実に伝わる多言語での周知 ・集合住宅や町内会未加入世帯を含め、誰がごみ出しのルールを管理するのかという責任の明確化	ごみ集積場は、町内会又は一定以上の戸数のアパートについては管理組合等が設置・管理しているものであることから、引き続き、適正な管理にご協力をお願いすることとしていますが、地域の負担軽減に向けた取組みについても検討してまいります。 また、外国人住民の皆さまに対しては、外国語版（英語版・ベトナム語版・中国語版）のごみの分け方・出し方の周知資料の配布等を行っており、引き続き雇用先等にもご協力をお願いしながら、分別ルールの周知徹底に努めてまいります。
市民に理解・協力を得るためにはスケジュールに余裕がない。また、最初から家庭ごみ有料化ありきで進められていることにも強い疑問を感じる。目的は「廃棄物の減量化と資源化」であるはずだ。最近の物価高の中、手数料を市民から徴収するごみ有料化は最後の手段ではないか。	家庭ごみの有料化制度については、令和4年3月に策定した「第2次滑川市一般廃棄物処理計画」において、本計画期間中に先進事例を踏まえて研究を行うこととしておりました。令和8年度は計画の前期期間最終年度として見直しを行う年度であり、ごみ処理の現状や将来推計を踏まえ、更なるごみの減量化を進めるためには、既存の施策に加え、ごみの排出量に応じた負担を求める有料化制度の導入が有効であることや、同じ焼却施設を使用している富山市が令和9年10月から家庭ごみの有料化制度を導入した場合の本市への影響などを考慮し、検討を開始したものです。 これまでも本市では、ごみの減量化・資源化に取り組んでまいりました。有料化の目的はご指摘のとおり、ごみの減量化と資源化を進めることですので、有料化制度の導入と併せて、ごみの減量効果を高め、その効果を持続させる取組を引き続き検討しながら、市民の皆さまへの周知・啓発にも努めてまいります。
市民に理解・協力を得るために、有料化の賛否を含めてなぜアンケートを実施しないのか。	家庭ごみの有料化は、長期的なごみの排出抑制や再利用の促進、地球温暖化対策の推進を目的として実施するものです。そのため、アンケートによる賛否を必ずしも反映できる施策ではないことから、アンケートの実施は行わないこととしましたが、意見交換会及びパブリックコメントという形で、広く市民の皆さまからのご意見を伺う機会を設けました。

2. 有料化制度の内容について

（1）有料化の対象品目

ご意見	市の考え方
「燃やせないごみ」が当面無料であることは意見交換会での市民の意見が認められたことであり大変有り難いことであるが、将来的な有料化に向けて方法を検討するという点は見直してほしい。	「燃やせないごみ」についても最終処分場不足に陥ることがないよう、排出抑制や資源循環の促進などを図る必要があると考えております。将来的な取扱いにつきましては、「燃やせるごみ」有料化導入後のごみの排出状況や、ごみ集積場における違反ごみの状況、町内会等の地域の負担などを十分に踏まえた上で、慎重に検討してまいります。

（2）負担軽減措置

ご意見	市の考え方
なぜ生活保護世帯は配布されるのか。市は生活保護世帯はごみを減らす努力をしなくてもいいとの見解なのか。	現在の生活保護費の中の生活扶助には、家庭ごみの有料化による負担の増加分は見込まれていないことから、当面の措置として、専用ごみ袋を配布することとしました。なお配布については、家庭ごみの有料化制度導入に伴う減量化を見込んだ枚数を試算する予定であり、生活保護世帯の方にもごみの排出抑制や分別による資源化にご協力をお願いすることとしています。

（3）手数料の水準

ご意見	市の考え方
45リットルで45円は高すぎる。20円以上は断固反対。	先進自治体を対象とした研究では、家庭ごみの有料化は手数料水準が高くなるほど減量効果も大きくなることが示されています。しかし、当然のことながら市民の皆さまのご負担も大きくなるため、本市が目指す削減目標を基準とした上で、同じ焼却施設を使用している富山市が令和9年10月から予定している単価であることや、標準世帯で試算した年間負担額などを総合的に勘案し、1リットルあたり1円という単価に設定したものです。その他の県内自治体についても調査しましたが、安価な手数料水準の場合は有料化除外品目が設定されておらず、特定の世帯には過度な負担となることや、小さな専用ごみ袋ほど割高に設定されており、減量化を目的とする本市の有料化制度にはなじまない面があったことなどを考慮し、本市ではすべてのサイズ（容量）で同一の手数料水準としています。 家計への影響額は、排出量の抑制や分別の徹底等の取り組みにより変わりますので、制度の趣旨にご理解いただくとともにご協力をお願いいたします。

（4）専用ごみ袋の販売方法

ご意見	市の考え方
10リットルや20リットルの専用ごみ袋について、10枚1組だけではなく1枚単位でも販売できるようにし、スーパーやコンビニ等で通常の有料レジ袋の代わりとして購入できる仕組みを設けることはできないか。買物時にはレジ袋として使用し、その後、家庭で燃やせるごみの指定袋として再利用することができれば、通常の使い捨てレジ袋を別途使用する必要がなくなるため、指定ごみ袋自体の本来の用途を損なうことなく、袋を複数回利用することになり、ごみの減量化という制度目的にも合致する。	専用ごみ袋の販売単位については、取扱店舗における販売事務や在庫管理の負担等を考慮し、原則10枚1組として販売する考えとしたところです。一方で、ご提案いただいた運用方法は専用ごみ袋を商品持ち帰り用のレジ袋として使用した後に、本来の用途である専用ごみ袋として使用することになるため、本市の有料化制度の趣旨に合致しており、かつエコバッグを持参し忘れた場合等に不要なレジ袋を購入する必要がなくなるため、金銭的な負担を軽減することにもなります。ご提案いただいた運用方法は、専用ごみ袋取扱店舗のご協力が必須となりますので、有料化制度導入決定後に取扱店舗のご意見等を伺いながら、実施の可否及び実施する場合の方法等について協議してまいります。
イベントの景品や店舗の粗品として指定ごみ袋を利用することについても、一律に使用しないこととする必要があるのか、再検討してほしい。環境美化活動や資源回収活動など、市が推進したい活動への参加促進策として指定ごみ袋を活用することができれば、単に「景品として使用しない」とするよりも、有料化制度の目的と整合した活用方法になる可能性がある。	専用ごみ袋は、本市の条例においてその単価を交付手数料として定めるものであり、イベントの景品や店舗の粗品などにはなじまない性質のものとなっております。有料化によるごみの減量効果は、ごみを排出する方ご自身に費用を負担いただくことにより、減量化の動機づけが生じるものであることから、景品等としてのご利用はお控えいただきたいと考えております。 なお、皆さまの環境美化活動や資源回収活動は本市としても引き続き促進したいと考えておりますので、専用ごみ袋の手数料収入を活用しながら推進してまいります。
「値引き等の対象外」という表現についても、具体的な範囲を明確にしてほしい。販売店が市の定めた販売価格で販売し、市に納めるべき手数料が減少しない場合であっても、ポイント付与まで一律に禁止するのであれば、その理由や制度上の考え方を明示してほしい。	本市の家庭ごみ有料化制度は、専用ごみ袋を店舗等で購入される際に、条例において定めた交付手数料をご負担いただく制度であることから、手数料である販売価格そのものを値引くことはできないものとして考えております。一方で、店舗独自のポイントやキャッシュレス決済事業者等によるポイントの付与・利用の取扱いについては、現段階で市から一律に禁止はしない方針で考えております。ただし、他自治体の事例をみると、取扱店舗がキャッシュレス手数料に係る負担額などを考慮してポイント付与対象外としたり、場合によっては現金支払いのみとされていることがあり、本市においても同様の運用を希望される取扱店舗があることも想定されます。有料化制度の導入決定後には、手数料の性質や必要となる手続き等を整理した上で取扱店舗へ説明することとしていますが、市民の皆さまに対しても分かりやすくお示ししてまいりたいと考えております。

（5）実施スケジュール等

ご意見	市の考え方
住民説明会は参加しやすい日程で早目に知らせてほしい。また、冬(1月～)の開催は参加しにくいため季節も考慮してほしい。	有料化制度の導入が決定した場合は、速やかに市民の皆さまへの周知が必要であることから、住民説明会の開始時期の案として令和9年1月をお示ししたものです。住民説明会は可能な限り多くの方にご参加いただきたいと考えておりますので、開催日時については、町内会などお集りいただく皆さまのご意見をお伺いしながら、きめ細やかに開催してまいります。
有料化の開始時期が明示されていないが、富山市と同時期を目指しているのであれば準備期間が短い。富山市はかなり前から準備しており、もっと丁寧に進めてほしい。	有料化の開始時期としては、富山市と同じ令和9年10月からを目指すこととしております。有料化制度の導入決定(条例改正)から施行までに約9か月の期間を設けることで、市民の皆さまに制度について知っていただく機会や、既存のごみ袋の購入量・在庫量を調整するなどの準備期間を確保することとしており、スムーズに制度が開始できるよう努めてまいります。

（6）手数料の使途

ご意見	市の考え方
有料化は理解できるが、単に有料化するのではなく、生ごみ処理機の購入に対する補助の拡充や再生可能なごみを手軽に回収できるようにする取り組みなど、減量のための施策も併せて実施してほしい。	本市では以前より生ごみ処理機やコンポストへの補助を実施しておりますが、更なる減量化を図るため、有料化制度の導入と合わせて、補助制度の拡充を検討してまいります。 また、再生可能な紙ごみや繊維(古布)については資源ごみとして回収していますが、再利用が困難なものについては、燃やせるごみとして排出していただいています。これらの品目の再資源化の方法については、収集体制や費用、再生利用先の確保などの課題も踏まえ、他自治体の状況等を調査・研究し、引き続きごみの減量化の方法を検討してまいります。

（7）不適正排出、不法投棄対策について

ご意見	市の考え方
有料化によって不法投棄や、人目につきにくい場所への不適切なごみ出しが増加することも懸念される。	不法投棄は廃棄物処理法により罰則が定められている行為であり、現在もパトロール等を実施しているところですが、警察等と連携し、厳正に対応してまいります。また、適正な分別排出にご協力いただけるよう、市民の皆さまへの分別ルールの周知徹底に努めるとともに、不法投棄や不適正排出対策としても、パトロールの強化や警告看板の設置、監視カメラの活用等により発生の防止に努めてまいりたいと考えております。
現在、不適正排出の対応については町内に任されており当番や役員が苦労しているのが現状である。素案には対応が簡単に記載されているが、実施後の実態をしっかりと確認してもっと丁寧に対応に当たってほしい。	不適正排出への対応につきましては、町内会等の皆さまに多大なご協力をいただいており、感謝申し上げます。 有料化制度の導入にあたっては、地域の皆さまに過度な負担が生じないよう、分別ルールの周知徹底に努めるとともに、不適正排出や不法投棄に対しては、パトロールの強化や警告看板の設置、監視カメラの活用等の方法を検討しているところですが、制度導入後に新たに生じた課題については必要に応じて対策の充実を図ってまいりたいと考えております。
現在の家庭ごみの収集・分別の仕組み自体に限界がきている。地域の町内会等がごみ集積所の管理や、分別されていないごみへの対応などを実質的に担っているケースがあるが、町内会への加入率が低下している中で、町内会に加入していない世帯や、地域とのつながりが希薄な世帯、外国人住民なども増えており、町内会を前提としたごみ管理の仕組みには無理がある。このような現状を改善しないまま家庭ごみを有料化すれば、単に住民の金銭的負担を増やすだけでなく、むしろ分別されていないごみや不適切な排出が増える可能性もある。	町内会をはじめとする地域の皆さまには、日頃からごみ集積場の管理などについてご尽力いただいていることに感謝申し上げます。その中で、町内会の役員の方などからは、現在のごみ集積場の運営方法に関する課題なども伺っており、有料化に伴う手数料収入を活用して、不適正排出対策などの課題に取り組んでまいりたいと考えております。